

後見制度支援預金規定

2024年8月現在

後見制度支援預金（以下、「この預金」という。）は、「普通預金規定」の定めるところに加え、以下の特約を定めることにより取り扱います。

1. 利用対象者

- (1)この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年（未成年）後見人（以下「後見人」）に対し、家庭裁判所が「指示書」を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2)この預金に関する一切の法律行為は、預金者の後見人が行うものとします。
- (3)後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した「指示書」の発行を求めるものとします。
- (4)後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

2. 預金種類

普通預金または決済用普通預金といたします。

3. お申込み・ご利用について

- (1)全営業店でお取り扱いいたします。
- (2)口座開設後のこの預金に係るお取引は、口座開設店のみを窓口として取扱うものとします。

4. 取引方法に係る特約

- (1)この預金は、後見人が家庭裁判所の発行した「指示書」を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ①この預金の口座開設
 - ②この預金の払戻し（口座解約を含む）
 - ③この預金からの定額自動送金の設定および変更
- (2)前項にかかわらず、「指示書」に記載された有効期限の経過その他合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

5. 届出事項の変更

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者がただちに当行所定の方法により口座開設店に届出ください。この届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ①通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ②預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦預金者が未成年であった場合、成年となった事実：預金者

6. 各種取引の制限

この預金は次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①振込による入金
- ②キャッシュカードの発行
- ③ATMによる払戻し
- ④インターネットバンキングの利用
- ⑤各種料金等の自動支払い、給料・年金・配当金等の自動受取
- ⑥少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

7. 手数料について

この預金を利用するにあたり、口座開設手数料として当行所定の手数料をお支払いいただきます。

8. 解約について

- (1)預金者はこの預金契約を解約する場合は、「指示書」とともに通帳および届出印を持参のうえ口座開設店にお申し出ください。ただし、次の(2)(1)に該当する場合には、「指示書」の提出は必要ありません。
- (2)次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお本項による解約を行った場合は、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただく場合があります。
 - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
 - ②「普通預金規定」に基づく預金の解約を行う場合
 - ③法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

9. 適用条項

- (1)この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」が適用されるものとします。
- (2)特約の条項と「普通預金規定」が抵触する場合には、この特約の各項が優先して適用されるものとします。

10. 特約の変更

- (1)この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。